

所有者不明農地の解消の取り組み事例

愛知県津島市農業委員会 神守地区

1 当該地域の所有者不明農地の概要

地元農業委員から、1年ぐらい使われておらず、遊休農地となっているのでなんとかしてほしいと相談があり、調べると所有者が亡くなっていた。借受候補となる認定農業者へ打診すると、了解が得られたので取り組むことにした。地域計画区域と地域計画区域外の農地が混在している。

田 8筆 6, 147 m²

畑 1筆 183 m²

2 取り組みの状況

令和6年11月 住民票を請求

令和6年12月 戸籍謄本の請求

令和6年12月 家庭裁判所に相続放棄の申述の受理の有無の照会。
相続人全員が相続放棄の申述受理していることを確認

令和7年 1月 農業委員会が公示し、所有者不明農地制度による手続きを行なった。

令和7年 8月 認定農業者に農地バンクを通じて賃貸借契約(10年間)が締結された。

3 取り組み結果

地域内の認定農業者に賃借権が設定された。

4 その他

相談時は、借受先が未確定だったので、探索前に借受候補者を見つけた。所有者不明農地の借受では、供託金や土地改良区の賦課金の支払いなどの負担が発生する可能性があるが、地域の担い手として借受に理解が得られた。

市民課に協力してもらった。農地法第41条第1項に基づく通知や利用権の知事裁定などの手続きが必要なので、県や農地中間管理機構と綿密な打合せをした方がよい。